

こ成事第466号
令和5年8月22日
こ成事第12号
令和6年1月18日
こ成事第620号
令和6年9月9日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

こども家庭庁長官
(公印省略)

就学前教育・保育施設整備交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱

（通則）

- 1 就学前教育・保育施設整備交付金（以下「交付金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業（「多様な保育促進事業の実施について」令和 6 年 3 月 30 日こ成保第 179 号こども家庭庁成育局長通知）に規定する事業を行う施設（以下、「こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所」という。）の新設、修理、改造又は整備に要する経費（小規模保育事業所の場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が買収する場合を含む。）、並びに保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防音壁の整備及び保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この交付金は、こどもを安心して育てることが出来る体制を確保するために市町村が策定する市町村整備計画（都道府県が設置する認定こども園の場合にあっては都道府県が策定する整備計画。以下「整備計画」という。）に基づいて実施される保育所、認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所に関する施設整備事業、防音壁設置計画（以下「設置計画」という。）に基づいて実施される保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防音壁整備事業（以下「防音壁整備事業」という。）及び防犯対策強化整備計画（以下「防犯計画」という。）に基づいて実施される保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防犯対策強化整備事業（以下「防犯対策強化整備事業」という。）に交付する。

(定義)

- 4 この交付要綱において「保育所」、「認定こども園」、「小規模保育事業所」、「こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所」、「防音壁整備事業」、「防犯対策強化整備事業」とは、次の表に定める施設又は事業をいう。

区分	定義
保育所	・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（同法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。） ・ 平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園
認定こども園	・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」）という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第 34 条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。） ・ 認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けたもの又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項による公示がなされたもの ・ 認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けることができるもの又は第 3 項の認定を受けることができるもの及び同条第 11 項による公示がなされ得るもの ・ 平成 28 年 8 月 8 日府子本第 555 号・28 文科初第 682 号・雇児発 0808 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼保連携型認定こども園分園・保育所型認定こども園分園・幼稚園型認定こども園分園
小規模保育事業所	・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する事業を行う事業所
こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う施設	・ 令和 6 年 3 月 30 日こ成保第 179 号こども家庭庁成育局長通知「多様な保育促進事業の実施について」に基づき設置するこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所

防音壁整備事業	・近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防音壁設置に係る費用の一部を補助する事業
防犯対策強化整備事業	・施設の防犯対策を強化する観点から保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防犯対策の強化に係る費用の一部を補助する事業

5 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。ただし、公立の認定こども園の施設整備に関しては、別表１－６又は別表１－７に定めるところによるものとする。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	・新たに保育所、認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所を整備すること。 （地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員 30 名までの小規模な保育所を整備する事業を含む。）
修理	大規模修繕等	・既存施設について、令和５年８月２２日こ成事第４２６号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。 ・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ② その他必要と認められる上記に準ずる工事
	耐震診断	・耐震化整備を行うことを予定している既存施設について、事前に耐震診断を行うこと。
改造	増築	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ＊ノンコンタクトタイムスペースの整備を目的とする場合に限り、定員の増員は不要とする。
	増改築	・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。

		＊ノンコンタクトタイムスペースの整備を目的とする場合に限り、定員の増員は不要とする。
	改築	・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。 ＊改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。 ＊地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、令和５年８月２２日こ成事第４３０号こども家庭庁成育局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。
整備	老朽民間児童福祉施設整備	・社会福祉法人が設置する施設について、令和５年８月２２日こ成事第４３１号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	防音壁整備	・近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備（市町村が必要性を認めたものに限る。）
	防犯対策の強化に係る整備	・防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に係る整備

６ 交付金の交付の対象となる施設整備事業は、次の表の①の施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠（（２）のイ公立認定こども園、（４）こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所、（５）防音壁を設置する施設及び（６）防犯対策の強化に係る整備を行う施設を除く。）により、③欄に定める設置主体が設置する施設に係る施設整備事業に対し、市町村が行う補助事業（（２）のイ、（３）及び（４）のうちの公立施設については、地方公共団体が実施する施設整備事業）とする。

①施設の種類	②設置根拠	③設置主体
（１）保育所	児童福祉法第３５条第４項及び同法第５６条の８第３項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人 （以下「社会福祉法人等」という。） ただし、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が１．０未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。

(2) ア 私立認定こども園	認定こども園法第3条第2項第1号、同条第2項第2号、同条第4項第1号、第17条第1項及び第34条第3項	社会福祉法人又は学校法人 ただし、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。
(2) イ 公立認定こども園 （ただし、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに第3条第1項又は第3項の認定を受けた幼稚園及び同条第11項の公示を受けた幼稚園に限る。）	—	地方公共団体
(3) 小規模保育事業所	児童福祉法第34条の15第1項及び第2項	市町村が認めた者（公立施設を含む。）
(4) こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所	—	市町村が認めた者（公立施設を含む。）
(5) 防音壁を設置する施設	—	本表「①施設の種類」の(1)(2)ア(3)(4)に応じた「③設置主体」
(6) 防犯対策の強化に係る整備を行う施設	—	本表「①施設の種類」の(1)(2)ア(3)(4)に応じた「③設置主体」

(交付金の対象除外)

7 この交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合又は10【別表①】「1. 新築、増築、改築」の「3. 買収費」における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (5) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (6) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、市町村に対し、整備計画、設置計画又は防犯計画(以下「整備計画等」という。)に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、この交付金は、原則市町村に対して、整備計画等に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものであるが、6の(2)のアについて、10の経過措置事業を行う場合は、3の整備計画に基づかない事業を都道府県として実施する場合に限り、都道府県に対して交付するものとする。この場合、11から18までにおいて、市町村が行う必要のある事務は都道府県が行うものとする。

また、6の(2)のイについて、都道府県が直接施設整備事業を実施する場合に限り、都道府県に対して交付するものとする。この場合、11から18までにおいて、市町村が行う必要のある事務は都道府県が行うものとする。

(1) 6の(1)の事業

- ① 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度(以下「整備年度」という。)の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備(現在定員の増員を図るための整備が含まれている場合に限る。)に限る。)であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申込児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分(「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。以下同じ。)の利用定員総数が増加する施設整備事業

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表2-1で定める基準により算出した基準額の合計を交付

基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② ①以外の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－２で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(２) ６の(２)のアの事業

① 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する整備計画に基づく施設整備事業であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う認定こども園が所在する保育提供区域において、2号・3号認定子どもにおける整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申込児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備（現在定員の増員を図るための整備が含まれている場合に限る。）に限る。）

ア 幼保連携型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、当該認定こども園における保育を実施する部分（以下、「保育所部分」という。）及び教育を実施する部分（以下、「教育部分」という。）について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表２－１、別表２－２で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

- イ 保育所型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業
- (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表2-1、別表2-5で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。
- (イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- ② ①以外の場合
- ア 幼保連携型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業
- (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表2-2で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。
- (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- イ 保育所型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業
- (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表2-2、別表2-5で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。
- (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- ウ 幼稚園型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業
- (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分につ

いて、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－２、別表２－５で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 6の(2)のイの事業

別表１－６又は別表１－７に定める算定方法により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ない方の額の総和に事務費を加えた額を交付額とする。

別表１－６又は別表１－７に定めるところにより配分基礎額を算定する場合の学級数に应ずる必要面積、園児１人当たりの基準面積その他建物の基準面積、その他必要な事項については、当分の間、「公立学校施設費国庫負担等に関する関係法令等の運用細目」(平成18年7月13日付け18文科施第188号文部科学大臣裁定)の幼稚園における取扱いと同様のものとする。

別表１－６又は別表１－７に定める事業の概要、交付対象経費の上限額及び下限額、その他必要な事項については、当分の間、「令和6年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」(令和6年3月29日付け5施施助第51号)の幼稚園における取扱いと同様のものとする。

別表１－６又は別表１－７に定めるところにより配分基礎額を算定する場合の1平方メートル当たりの建築の単価等は別途通知する。

別表１－６及び別表１－７に定める対象となる経費は、その種目が本工事費及び附帯工事費(買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては買収費とする。)であるものとする。

事務費は算定した交付対象経費に100分の1を乗じて算定する。

(4) 6の(3)の事業

① 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であつて、整備年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備(現在定員の増員を図るための整備が含まれている場合に限る。))に限る。)であつて、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申込児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表２－８で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② ①以外の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－９で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(５) ６の(４)の事業

① 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－１２、で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

② 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

③ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、①により算出した額と②により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(６) ６の(５)の事業

① 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－４で定める基準額を交付基礎額とする。

② 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－４で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

③ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、①により算出した額と②により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(７) ６の(６)の事業

① 門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－５の第３欄のアで定める基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－５で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② 非常通報装置等の設置の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－５の第３欄のイで定める基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－５で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

（国の財政上の特別措置）

９ 次の表に掲げる施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。ただし、対象となる「保育所」、「私立認定こども園」、「小規模保育事業所」及び「こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所」が豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合、8 の（１）（２）（４）（５）、9 の（２）（３）（４）の算定にあつては、算出された基準額に対して、0.08 を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。なお、公立の認定こども園の施設整備については、別表１－６又は別表１－７に定めるところによる。

（１）次の表の①に掲げる施設整備事業

①「保育所」、「小規模保育事業所」及び「こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所施設」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 2－3、別表 2－10、別表 2－13 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表 1－1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－8 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

②「認定こども園」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分につい

て、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表２－３、別表２－６で定める基準により算出した基準額の合計をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(２) 次の表の②③に掲げる施設整備事業

①「保育所」、「小規模保育事業所」及び「こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所施設」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表２－４、別表２－１１、別表２－１４で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

②「認定こども園」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表２－４、別表２－７で定める基準により算出した基準額の合計をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(３) 次の表の④⑥に掲げる施設整備事業

①「保育所」、「小規模保育事業所」及び「こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表２－１、別表２－２、別表２－４、別表２－８、別表２－９、別表２－１１、別表２－１２、別表２－１４で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の

額の合計に別表 1－8 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする

②「認定こども園」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 2－1、別表 2－2、別表 2－4、別表 2－5、別表 2－7、別表 2－8 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表 1－1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－8 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(4) 次の表の⑤に掲げる「保育所」、「認定こども園」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

8の(1)(2)(4)、9の(1)(2)(3)に基づいて算定し、「交付基準額表」中、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

①	沖縄振興特別措置法第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
②	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第 5 条に基づく事業として行う場合
③	山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前 3 か年度内の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 0.4 未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））
④	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設
⑤	平成 28 年 4 月 7 日雇児発第 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、参加する自治体が当該事業を行う場合
⑥	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第 4 号に基づき政令で定める施設

(経過措置)

- 10 学校法人（学校法人以外の個人立等から学校法人立に組織変更をし、交付金の交付を決定する会計年度（以下「交付決定年度」という。）までに設置認可がなされた場合を含む。）が交付決定年度中に幼稚園型認定こども園の整備を行う場合、令和6年度までは事前に申請する市町村との協議を行うことで、8及び9に定める算定方法等にかかわらず、補助対象経費及び補助限度額は別表①及び別表②に掲げるとおりとし、補助率は3分の1以内とすることができる。ただし、地震による倒壊の危険性が高いものの耐震化に係る補助対象経費は補助率2分の1以内とすることができる。

この場合、申請手続等については11から18の規定を準用する。

【別表①】 対象経費

1. 新築、増築、改築

対 象 経 費			
1.本工事費	建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等） 仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等） 解体撤去費 実施設計費 耐力度調査費 耐震診断費 雑工事 建物に一般的に附随するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、保育室等の室名札、履物・雨具・カバン等の物入れ及び物掛け、換気扇、排気天蓋、スロープ、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに附随する足洗場及び水呑場等 家具又は備品とみなされるもの（机、椅子、タンス、カーテン等）は、建物に固定されていても対象経費には含めない。		
2. 附 帯 工 事 費	本工事に附帯する工事で、次表左欄に掲げる工事の種類ごとに同表中欄に例示するもの（当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事、同一敷地外の工事及び同表右欄に例示するものは含めない）		
工 事 の 種 類		附 帯 工 事 に 含 め る も の	附帯工事に含めないもの
1.電気工事		差し込み口、取付照明器具、建築当初から取付けられた照明灯、エレベータ（障害児が在籍している幼稚園に限る）	移動照明器具
2.給水工事		給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井	
3.衛生工事		污水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、污水ポンプ	
4.冷暖房工事		配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式 冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突	備品的な冷暖房器具（ストーブ等）
5.ガス工事		ガス配管、諸コック	ガス器具（コンロ等）
6.給食リフト工事		給食リフト一式	
7.防火、消火工事		火災報知器、火災感知器、火災警報器、スプリンクラー、消火栓ボックス一式及び消防署への直接連絡設備	消火器

	8.放送等弱電工事	室内スピーカー、電気時計	放送器、マイクロホン、電話機
	9.避雷工事	避雷針設備工事一式	
	10.排水工事	排水管、トラップ、排水桝、側溝、排水ポンプ	
	11.門、囲障等の工事	門、さく、へい及び吹き抜けの渡り廊下	
	12.上記工事のための電気配線・配管・変圧器・分電盤・配電盤		
3.買収費	幼稚園の施設を緊急に必要とする場合に限り、原則としてそのまま園舎として使用できる建物を、適正な評価機関による評価に基づいて買収する経費（教育効果をより高めるために必要となる軽微な補修に要する経費を含む）		

2. 屋外教育環境整備（1園当たり500万円以上の事業を対象とする）

補 助 対 象 経 費	
1.樹木	施設を構成する高木・低木・草木・芝張（植樹のための土を含む）
2.アスレチック遊具	一般的な遊具は対象外 〔ブランコ、ジャングルジム、鉄棒、シーソー、スベリ台等は含まない〕
3.築山・池	（園児が立ち入りできるものが望ましい）
4.屋外ステージ	建物の要件にあてはまるものは対象外
5.ベンチ	土地に固着したもの
6.花壇・畑	土地に固着したもの（腐葉土等の客土を含む）
7.水飲み場、足洗場	屋外教育環境整備に付随するもの
8.便所	建物の要件にあてはまるものは対象外
9.給排水工事	屋外教育環境整備に付随するもの
10 電気工事	屋外教育環境整備に付随する放送設備、照明設備等
11 実施設計費	交付対象工事に係る設計費とする

3. 耐震補強工事等（1園当たり400万円以上（非構造部材の耐震対策又は防災機能強化のみの場合にあっては下限はないものとする。また、避難所指定を受けている幼稚園が自家発電装置を単体で整備する場合は、1園当たり200万円以上）の事業を交付対象とする）

補 助 対 象 経 費												
1.工事費及び附帯工事費	柱、壁、梁等の補強又は増設等の耐震補強、天井材等の非構造部材の耐震化又は防災機能強化に要する工事費 【防災機能強化事業】											
	<table><tr><th>工事の種類</th><th>対象となる具体例</th></tr><tr><td rowspan="8">非構造部材の耐震化</td><td>a.外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事</td></tr><tr><td>b.建具及びガラスの落下防止工事</td></tr><tr><td>c.間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事</td></tr><tr><td>d.天井材（下地材・天井ボード）及び天井器具（照明器具・空調機器等）の落下防止工事</td></tr><tr><td>e.屋根材（瓦材等）の落下防止工事</td></tr><tr><td>f.屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事</td></tr><tr><td>g.設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事</td></tr><tr><td>h.配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損</td></tr></table>	工事の種類	対象となる具体例	非構造部材の耐震化	a.外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事	b.建具及びガラスの落下防止工事	c.間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事	d.天井材（下地材・天井ボード）及び天井器具（照明器具・空調機器等）の落下防止工事	e.屋根材（瓦材等）の落下防止工事	f.屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事	g.設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事	h.配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損
	工事の種類	対象となる具体例										
非構造部材の耐震化	a.外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事											
	b.建具及びガラスの落下防止工事											
	c.間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事											
	d.天井材（下地材・天井ボード）及び天井器具（照明器具・空調機器等）の落下防止工事											
	e.屋根材（瓦材等）の落下防止工事											
	f.屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事											
	g.設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事											
	h.配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損											

		切断（漏電）防止工事 i.既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事
	防災機能強化	備蓄倉庫等の整備 備蓄倉庫及び防災倉庫設置のための既存園舎等の改修工事等（倉庫に保存する設備及び食料等は補助対象外）
		避難経路の確保 外階段や避難経路の設置のための改修・改造工事、通路や出入り口確保の拡幅のための改修・改造工事等
		屋外防災施設の整備 既存施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事、防火水槽、耐震性貯水槽、防災井戸の設置工事等
		その他 自家発電設備等の設置工事及びこれに伴い必要となる工事等（耐震化に係る改築または耐震補強工事に関連して実施するものに限る。ただし、避難所の指定を受けている幼稚園にあっては単体で整備する場合も交付対象にする。）
2. 耐震診断費、耐震点検費		
3. 実施設計費	交付対象工事費に係る設計費とする	

4. 防犯対策工事（1 園当たり 30 万円以上の事業を交付対象とする。）

補 助 対 象 経 費	
1.防犯対策工事費	安全対策のために行う以下の施設工事等に要する工事費 ① 管理諸室の配置換え及びそれに伴う改造工事 ② 安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改造工事 ③ 門やフェンス等の設置・改修工事 ④ その他安全対策のために必要と認められる工事 上記の施工工事と一体として行われる防犯監視システムや通報設備の設置工事。
2.実施設計費	補助対象工事に係る設計費とする。

5. アスベスト等対策工事（1 園当たり 400 万円以上の事業を補助対象とする）

補 助 対 象 経 費	
1.アスベスト等対策工事費	吹き付けアスベスト（これに類するもろいアスベスト建材を含む）の除去等に要する工事費及び安定器にPCBを使用した照明器具の交換工事費
2.実施設計費	交付対象工事費に係る設計費とする

6. エコ改修事業（1 園当たり 400 万円以上の事業を補助対象とする）

補 助 対 象 経 費	
1.機器設備等工事費	設備等の本体を設置するための工事
2.電気設備工事費	整備に必要な電源、電気、配線等の工事
3.建築工事	設備等を設置するための既存校舎の建築等の工事
4.給排水設備工事費	整備に必要な給排水等の工事
5.ガス設備工事費	整備に必要なガス設備等の工事
6.土木・造園工事費	緑化推進整備に必要な工事
7.実施設計費	交付対象工事費に係る設計費とする

7. 津波移転改築工事（事業費の下限はないものとする）

補 助 対 象 経 費	
本工事費	建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）

	仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等） 解体撤去費 実施設計費 雑工事
	建物に一般的に附随するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、保育室等の室名札、履物・雨具・カバン等の物入れ及び物掛け、換気扇、排気天蓋、スロープ、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに附随する足洗場及び水呑場等 家具又は備品とみなされるもの（机、椅子、タンス、カーテン等）は、建物に固定されていても対象経費には含めない。

8. 内部改修工事（衛生環境改善、園舎の一部改修の事業区分毎に各々1件として取扱い、1件当たり200万円以上の事業を交付対象とする。）

補 助 対 象 経 費		
1. 内部改修工事費	園舎の内部改修のために行う以下の施設工事等に要する工事費	
衛生環境改善	①園舎の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修工事（床の乾式化工事を伴うものに限る）及び手洗い場の設置・改修 ②園舎の衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備の整備（新設を伴うものに限る）	
園舎の一部改修	①預かり保育事業等の実施に伴う園舎の内部改修 ②感染症対策のための間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修	
2.実施設計費	交付対象工事費に係る設計費とする	

9. バリアフリー化工事（1園当たり150万円以上の事業を交付対象とする。）

補 助 対 象 経 費		
1.バリアフリー化工事費	園舎等のバリアフリー化のために行う以下の施設工事等に要する工事費	
	① 障害を有する園児が在園している、又は在園する予定がある幼稚園の工事 ② 障害を有する教職員等が勤務する幼稚園で特に必要と認められる工事 ③ 地域コミュニティや防災の拠点として幼稚園を整備する上で園舎等のバリアフリー化が必要と認められる工事 ④ その他園舎等のバリアフリー化が必要と認められる工事	
2.実施設計費	交付対象工事に係る設計費とする。	

【別表②】 交付限度額

事業区分	補 助 限 度 額
1.新築、増築、改築、学級定員の引き下げに伴う増築津波移転改築工事	毎年度の予算で定める1平方メートル当たりの単価と建築実施単価（補助事業に要する経費を建物面積で除して得た額）とのいずれか小さい額に補助資格面積を乗じて得た「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）
2.屋外教育環境整備	屋外運動広場、屋外集会施設、屋外学習施設の事業区分毎に各々1件として取扱い、1件当たり1,000万円を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）
3.耐震補強工事等	1園当たり1億円（避難所指定を受けている幼稚園が行う自家発電設備の単体整備については500万円）を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）

4.防犯対策工事	1 園当たり 1 億円を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）
5.アスベスト等対策工事	1 園当たり 1 億円を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）
6.エコ改修事業	1 園当たり 1 億円を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内） ただし、建物緑化・屋上緑化については 1,000 万円を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）
7.内部改修工事	衛生環境改善、園舎の一部改修の事業区分毎に各々 1 件として取扱い、1 件当たり 1 億円を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）
8.バリアフリー化工事	1 園当たり 1 億円を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）

※令和 6 年度に交付決定する新增改築時の構造別単価

構造	m ² あたり単価
R, 耐 S, W	238,300 円
S	211,800 円

（交付金の概算払）

- 11 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合において、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものとする。

（交付の条件）

- 12 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
- （１）事業の内容のうち、整備計画等に記載された建物等の用途を変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
 - （２）整備計画等に記載された事業を中止又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
 - （３）整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
 - （４）この交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 3 の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の

規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(5) この交付金の交付と対象経費を重複して、国庫補助を受けてはならない。

(6) 市町村は社会福祉法人等の事業者に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1)～(3)に掲げる条件

この場合において、「地方厚生(支)局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価 30 万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)は、別紙 7 の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

(7) (6) により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けなければならない。

(8) 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税又は地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(9) 事業者が(6)により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

13 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 東京都及び神奈川県以外

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

イ 道府県知事は、別紙1の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、地方厚生(支)局長が別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(2) 東京都及び神奈川県

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、都県知事が定める日までに都県知事に提出するものとする。

イ 都県知事は、別紙1の申請書を受理したときは、関東信越厚生局長が別に定める日までに関東信越厚生局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

14 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、13に定める申請手続に従い、別に指示する日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

15 地方厚生(支)局長は、13又は14による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

16 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により12月末日現在の状況を翌月15日までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

(実績報告)

17 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 東京都及び神奈川県以外

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(12の(2)(6)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度

4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

（２）東京都及び神奈川県

ア 市町村の長は、別紙２の様式による報告書に関係書類を添えて、都県知事が定める日までに都県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の４月３０日までに、都県知事を経由して、別紙６の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都県知事は、別紙２の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（１２の（２）（６）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

（交付金の返還）

18 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

19 特別の事情により、８、１３、１４、１６及び１７に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則（令和５年８月２２日）

第１条 10の【別表①】のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第２条 前条は、令和５年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和６年９月９日）

第１条 10の【別表①】のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第２条 前条は、令和６年度末までに交付を決定するものについて適用する。

別表 1－1

算 定 基 準
(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 私立認定こども園 小規模保育事業所 こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所	本体工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。 ※ 1 沖縄振興特別措置法第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第 5 条に基づく事業、山村振興法第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業、待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。 ※ 2 豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項の規定	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要なとなる権利	別表 1－8 のとおり

		に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。	金や前払地代などの一時金。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（災害復旧に係る仮設施設整備工事費は除く。）	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 1－2

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 私立認定こども園 小規模保育事業所 こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所	本体工事費	大規模修繕等その他特別な工事費（耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。）については、次のいずれか低い方の価格に別表 1－8 に定める国の負担割合を乗じた額を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた額とする。 （１）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （２）工事請負業者 2 社の見積り	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（７に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6％に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を	別表 1－8 のとおり

			含む。	
	仮施設整備工事費(災害復旧に係る仮施設整備工事費は除く。)	大規模修繕等(耐震化整備事業を含む。)については、こども家庭庁長官が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 1－3

算 定 基 準
(耐震診断)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 私 立 認 定 こ ど も 園 小 規 模 保 育 事 業 所 こ ど も 誰 で も 通 園 制 度 (仮 称) 試 行 的 事 業 を 行 う 事 業 所	耐震診断費	耐震診断費については、次のいずれか低い方の価格に別表 1－8 に定める国の負担割合を乗じた額を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた額とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者 2 社 の見積り	耐震診断に要する経費のうち、こども家庭庁長官が必要と認めた費用	別表 1－8 のとおり

別表 1－4

算 定 基 準
(防音壁整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防音壁整備	本体工事費	防音壁の整備に係る工事費については、1施設当たり基準額を4,238,000円(1/2相当)とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、子ども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる	別表1－8のとおり

			委託費、分担金及び 適当と認められる 購入費等を含む。	
--	--	--	-----------------------------------	--

別表 1－5

算 定 基 準
(防犯対策の強化に係る整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防 犯 対 策 の 強 化 に 係 る 整 備	本 体 工 事 費	防犯対策の強化に係る整備については、次の取り扱いとする。 ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれか低い方の価格（以下「外構の設置、修繕等に係る見積り額」という。）に2分の1を乗じた額とする。 （1）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （2）工事請負業者2社の見積り ※ただし、外構の設置、修繕等に係る見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。 イ 非常通報装置等の設置 次のいずれか低い方の価格（以下「非常通報装置等の設置に係る見積り額」という。）に2分の1を乗じた額と900,000円を比較していずれか少ない額とする。 （1）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （2）工事請負業者2社の見積り	防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	別表1－8 のとおり

		※ただし、非常通報装置等の 設 置 に 係 る 見 積 り 額 が 300,000 円未満の場合は、本 事業の対象としない。		
--	--	---	--	--

別表 1-6 (公立の認定こども園のうち本土に係るもの)

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	構造上な危険状態にある建築物の改築	認定こども園の園舎の構造上危険な状態にあるものの改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。 （算定方法の特例） ア 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、保有面積について、園舎の保有面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造に係る部分の面積について、これに1.02を乗じて行うものとする。 イ 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、1平方メートル当たりの建築の単価に乘ずべき面積について、当該面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造の園舎に充てようとする部分の面積について、これを1.02で除して行うものとする。 ウ 積雪寒冷地にある認定こども園の学級数に應ずる必要面積については、運用細目に定めるところにより、当該認定こども園の所在地の積雪寒冷地に応じ、必要な補正を加えるものとする。	1/3 （算定割合の特例） ア 認定こども園以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の園舎にあつては1/2 イ 上記ア以外のもので、かつ園舎の改築について財政力指数が1.00を超える都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の設置するものにあつては $1/3 \times 1/(\text{財政力指数})$
2	長寿命化事業	認定こども園の園舎で構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過したものの長寿命化改良に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3 （算定割合の特例） 認定こども園以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の園舎にあつては1/2
		認定こども園の園舎で建築後20年以上であるものの長寿命化を図るための予防的な改修に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める額とする。	1/3
3	不適格	教育を行うのに著しく	1の項の例により算定	1/3

	改築	不適当な認定こども園の建物で特別の事情があるものの改築に要する経費	するものとする。	(算定割合の特例) ア 認定こども園の建物で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものにあつては1/2 イ 認定こども園以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の園舎にあつては1/2 ウ 上記イ以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市の設置する認定こども園の建物にあつては $1/3 \times 1/$ (財政力指数)
4	津波移転改築	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)第2条第2項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる認定こども園の建物の改築(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る。)に要する経費	1の項の例により算定するものとする。	1/2
5	補強	認定こども園の補強を要する建物の補強工事に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3 ----- (算定割合の特例) ア 地震による倒壊の危険性が高いものにあつては2/3 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は市町村の設置するものにあつては2/7
6	大規模改造(質的整備)	認定こども園の建物等大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費(ただし、力に掲げ	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じた	1/3 ----- ア 特別防犯対策施設整備工事にあつては

		るものの経費は令和7年度限りで廃止する。) ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工事 イ 法令等に適合させるための施設整備工事 ウ 空調設置工事 エ バリアフリー化等施設整備工事 オ 防犯対策施設整備工事(カに掲げるものを除く。) カ 特別防犯対策施設整備工事 キ その他こども家庭庁長官が特に認めるもの	ものとする。	1/2 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は市町村の設置するものにあつては2/7
7	屋外環境整備に関する事業	認定こども園の屋外教育環境施設(屋外における教育環境整備の施設(植栽のための立木、芝生を含む。)であり、屋外運動広場のための施設その他これらに附帯する施設をいう。)の整備(令和2年度から令和6年度までの間に行われるものに限る。)に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3
8	認定こども園の新築増築	認定こども園の園舎の新築又は増築(学級定員の引下げに伴う園舎の増築を含む。)に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。 (算定方法の特例) 1の項の例によるものとする。	1/3 (算定割合の特例) ア 筑波研究学園都市(筑波研究学園都市建設法(昭和45年法律第73号)第2条第1項の規定に基づく区域をいう。)内の認定こども園の園舎にあつては1/2 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市の設置するものにあつては1/3×1/(財政力指数)
9	公害	認定こども園のうち公害(環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項の公害をいう。以	ア 改築の場合 1の項の算定方法の例により算定するものとする。	1/3 (算定割合の特例) 財政力指数が1.00を超

		下同じ。)の被害園の建物で教育環境上著しく不適当なものの改築及び二重窓、換気装置その他の公害防止工事に要する経費	イ 公害防止工事の場合 こども家庭庁長官が必要と定める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等に乗じたものとする。	える都道府県又は指定都市の設置する認定こども園にあっては $1/3 \times 1/$ (財政力指数)
10	火山	活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第23条に規定する降灰防除地域内の認定こども園において防じんのため窓に設けられる戸及び窓枠並びに空気調和設備の整備に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等に乗じたものとする。	1/2
11	防災の機能強化に関する事業	認定こども園の防災機能を強化するための施設整備(自家発電設備の整備については、避難所指定園に限る。)に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める額とする。	1/3
12	太陽光発電の整備に関する事業	認定こども園における次に掲げる設備(工に掲げるものを単独で整備する場合には太陽光発電設置園に限り、オからキまでは設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量から50%以上削減できる建物に整備するものに限る。)の整備に要する経費 ア 太陽光発電 イ 風力発電 ウ 太陽熱利用 エ 蓄電池 オ 地中熱利用 カ 雪氷熱利用 キ 小水力発電	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等に乗じたものとする。	1/2

別表 1-7 (公立の認定こども園のうち沖縄に係るもの)

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	補強	認定こども園の補強を要する建物の補強工事に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3 ----- (算定割合の特例) ア 地震による倒壊の危険性が高いものにあつては2/3 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える県又は市町村の設置するものにあつては2/7
2	大規模改造(質的整備)	認定こども園の建物の大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費(ただし、1の項の補強と同時に整備するものに限る。また、力に掲げるものの経費は令和7年度限りで廃止する。) ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための内部改造工事 イ 法令等に適合させるための工事 ウ 空調設置工事 エ バリアフリー化等対策施設整備工事 オ 防犯対策施設整備工事(力に掲げるものを除く。) カ 特別防犯対策施設整備工事 キ その他こども家庭庁長官が特に認めるもの	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3 ----- (算定割合の特例) ア 保育室に空調施設を整備するものにあつては1/2 イ 特別防犯対策施設整備工事にあつては1/2 ウ 上記ア及びイ以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える県又は市町村の設置するものにあつては2/7

別表 1－8

就学前教育・保育施設整備交付金における施設整備事業の国、市町村、事業者の負担割合
(公立の認定こども園に係る事業は、別表 1－6 又は別表 1－7 による)

	国	市町村	事業者
下記以外	1/2	1/4 (※ 1)	1/4 (※ 1)
新子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(8(1)①、8(2)①又は8(4)①の事業に限る。)	2/3	1/12 (※ 2)	1/4 (※ 2)
9の表の①に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。)	3/4	1/8 (※ 3)	1/8 (※ 3)
9の表の②③に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。)	5. 5/10	1/4 (※ 4)	1/5 (※ 4)
9の表の④⑥に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。)	2/3	1/12 (※ 5)	1/4 (※ 5)
幼稚園型認定こども園(幼稚園部分)の耐震化を促進するための改造を実施する施設整備事業のうち、市町村の承認を得たもの(10の事業に限る。)	1/2	-	1/2
※令和6年度までの経過措置			
幼稚園型認定こども園(幼稚園部分)のうち、耐震化以外の施設整備を行う事業であって、市町村の承認を得たもの(10の事業に限る。)	1/3	-	2/3
※令和6年度までの経過措置			

- ※ 1 公立の小規模保育事業所及びこども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所の施設整備事業については、市町村 1/2
- ※ 2 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/3
- ※ 3 公立の小規模保育事業所及びこども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所の施設整備事業については、市町村 1/4
- ※ 4 公立の小規模保育事業所及びこども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所の施設整備事業については、市町村 4. 5/10
- ※ 5 公立の小規模保育事業所及びこども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所の施設整備事業については、市町村 1/3
- ※ 6 市町村は、上記の負担割合に応じて、事業者に対し、国の負担割合分と市町村の負担割合分の合計額を補助する。

別表2－1 「8の(1)①及び(2)①の保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)」

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

		基準額(1施設当たり)	
		標準	都市部
定員20名以下		85,800	94,500
定員21～30名		90,000	99,000
定員31～40名		104,800	115,100
定員41～70名		119,200	131,300
定員71～100名		155,000	170,500
定員101～130名		186,400	205,100
定員131～160名		215,800	237,500
定員161～190名		245,100	269,700
定員191～220名		272,400	299,800
定員221～250名		301,800	332,100
定員251名以上		335,400	369,100
特殊附帯工事		13,010	
設計料加算		本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算		次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	44	
	定員21～30名	34	
	定員31～40名	28	
	定員41～70名	24	
	定員71～100名	19	
	定員101～130名	16	
	定員131～160名	15	
	定員161名以上	14	
土地借料加算		19,000	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)		37,500	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)		保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算		標準	都市部
		2,750	3,040
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)		標準	都市部
		12,180	13,410

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号こも家庭庁成育局長通知)に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2－1 「8の(1)①及び(2)①の保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	113,300	124,800
定員21～30名	118,800	130,800
定員31～40名	138,100	152,000
定員41～70名	157,500	173,300
定員71～100名	204,600	225,100
定員101～130名	246,200	270,700
定員131～160名	284,900	313,400
定員161～190名	323,700	356,200
定員191～220名	359,800	395,700
定員221～250名	398,400	438,400
定員251名以上	442,800	487,000
特殊附帯工事	17,060	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	44	
定員21～30名	34	
定員31～40名	28	
定員41～70名	24	
定員71～100名	19	
定員101～130名	16	
定員131～160名	15	
定員161名以上	14	
土地借料加算	25,200	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	49,500	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,600	4,010
地域の余裕スペース活用促進加算 (待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準	都市部
	15,880	17,640

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下四捨五入)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2－1 [8の(1)①及び(2)①の保育所部分に係る施設整備事業：定額(2/3相当)

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,718	1,891	2,267	2,495
定員21～30名	1,948	2,143	2,572	2,831
定員31～40名	2,599	2,858	3,432	3,775
定員41～70名	3,270	3,598	4,317	4,748
定員71～100名	4,612	5,074	6,089	6,698
定員101～130名	5,535	6,090	7,307	8,039
定員131～160名	6,920	7,612	9,135	10,049
定員161～190名	8,305	9,136	10,962	12,060
定員191～220名	9,690	10,658	12,789	14,068
定員221～250名	11,073	12,183	14,618	16,079
定員251名以上	12,459	13,705	16,446	18,089

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	3,060	3,368	4,040	4,443
定員21～30名	3,735	4,110	4,931	5,426
定員31～40名	4,529	4,981	5,978	6,576
定員41～70名	6,290	6,920	8,305	9,135
定員71～100名	9,438	10,382	12,458	13,703
定員101～130名	11,327	12,459	14,949	16,446
定員131～160名	14,158	15,573	18,689	20,558
定員161～190名	15,480	17,028	20,432	22,477
定員191～220名	18,059	19,867	23,840	26,224
定員221～250名	20,640	22,705	27,245	29,969
定員251名以上	23,221	25,543	30,650	33,716

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)②、(2)②ア・イの保育所部分に係る施設整備事業：定額(1/2相当)]
[8の(2)①ア、②ア・ウの教育部分に係る施設整備事業：定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	64,300	70,800
定員21～30名	67,500	74,200
定員31～40名	78,300	86,300
定員41～70名	89,500	98,400
定員71～100名	116,200	127,800
定員101～130名	139,800	153,700
定員131～160名	161,800	177,900
定員161～190名	183,900	202,200
定員191～220名	204,300	224,800
定員221～250名	226,300	249,100
定員251名以上	251,600	276,600
特殊附帯工事	9,680	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	33	
定員21～30名	24	
定員31～40名	20	
定員41～70名	17	
定員71～100名	14	
定員101～130名	11	
定員131～160名	11	
定員161名以上	10	
土地借料加算	14,200	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	28,100	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,070	2,340
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	標準	都市部
	9,130	10,040

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下四捨五入)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-2 [8の(1)②及び(2)②ア・イの保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]
[8の(2)①ア、②ア・ウの教育部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

■ 本体工事費 単位:千円

		基準額(1施設当たり)	
		標準	都市部
定員20名以下		85,000	93,600
定員21～30名		89,100	98,000
定員31～40名		103,600	113,800
定員41～70名		118,000	130,000
定員71～100名		153,400	168,800
定員101～130名		184,500	203,000
定員131～160名		213,600	235,000
定員161～190名		242,800	266,900
定員191～220名		269,800	296,700
定員221～250名		298,600	328,700
定員251名以上		332,100	365,300
特殊附帯工事		12,720	
設計料加算		本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算		次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	33	
	定員21～30名	24	
	定員31～40名	20	
	定員41～70名	17	
	定員71～100名	14	
	定員101～130名	11	
	定員131～160名	11	
	定員161名以上	10	
土地借料加算		18,700	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))		37,000	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))		保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算		標準	都市部
		2,750	3,040
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))		標準	都市部
		12,180	13,000

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-2 [8の(1)②及び(2)②ア・イの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
[8の(2)①ア、②ア・ウの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,288	1,417	1,700	1,871
定員21～30名	1,460	1,608	1,929	2,123
定員31～40名	1,948	2,143	2,572	2,831
定員41～70名	2,451	2,698	3,237	3,562
定員71～100名	3,459	3,804	4,567	5,022
定員101～130名	4,152	4,567	5,479	6,028
定員131～160名	5,190	5,710	6,851	7,537
定員161～190名	6,228	6,852	8,223	9,044
定員191～220名	7,266	7,993	9,591	10,552
定員221～250名	8,305	9,136	10,962	12,060
定員251名以上	9,343	10,278	12,334	13,568

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,295	2,525	3,028	3,333
定員21～30名	2,803	3,082	3,698	4,069
定員31～40名	3,396	3,735	4,483	4,931
定員41～70名	4,717	5,190	6,228	6,851
定員71～100名	7,078	7,786	9,342	10,277
定員101～130名	8,494	9,343	11,212	12,334
定員131～160名	10,618	11,682	14,017	15,418
定員161～190名	11,609	12,771	15,324	16,857
定員191～220名	13,544	14,899	17,880	19,666
定員221～250名	15,480	17,028	20,434	22,477
定員251名以上	17,415	19,156	22,987	25,288

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－3 「保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額(3/4相当)」
「幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額(3/4相当)」

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位：千円

		基準額(1施設当たり)	
		標準	都市部
定員20名以下		96,500	106,300
定員21～30名		101,200	111,400
定員31～40名		117,800	129,600
定員41～70名		134,200	147,700
定員71～100名		174,400	191,800
定員101～130名		209,600	230,700
定員131～160名		242,800	267,200
定員161～190名		276,000	303,500
定員191～220名		306,700	337,200
定員221～250名		339,600	373,500
定員251名以上		377,500	415,200
特殊附帯工事		14,490	
設計料加算		本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算		次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	49	
	定員21～30名	38	
	定員31～40名	33	
	定員41～70名	28	
	定員71～100名	22	
	定員101～130名	17	
	定員131～160名	16	
	定員161名以上	16	
土地借料加算		21,500	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))		42,200	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))		保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算		標準	都市部
		3,170	3,460
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))		標準	都市部
		13,700	15,060

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、教育部分に係る整備において、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については適用しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※8 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

別表2-3 [保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)]
[幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,933	2,127
定員21～30名	2,194	2,411
定員31～40名	2,924	3,216
定員41～70名	3,678	4,047
定員71～100名	5,189	5,708
定員101～130名	6,228	6,852
定員131～160名	7,786	8,564
定員161～190名	9,342	10,278
定員191～220名	10,900	11,989
定員221～250名	12,459	13,705
定員251名以上	14,015	15,418

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮施設設置整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	3,444	3,789
定員21～30名	4,204	4,622
定員31～40名	5,096	5,605
定員41～70名	7,078	7,786
定員71～100名	10,618	11,679
定員101～130名	12,740	14,015
定員131～160名	15,929	17,521
定員161～190名	17,415	19,156
定員191～220名	20,318	22,349
定員221～250名	23,221	25,541
定員251名以上	26,122	28,734

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2－4〔保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額（5.5/10相当）〕
〔幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額（5.5/10相当）〕

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	70,800	77,800
定員21～30名	74,200	81,600
定員31～40名	86,300	94,800
定員41～70名	98,400	108,300
定員71～100名	127,800	140,600
定員101～130名	153,700	169,100
定員131～160名	177,900	195,800
定員161～190名	202,200	222,300
定員191～220名	224,900	247,300
定員221～250名	249,000	274,100
定員251名以上	276,700	304,200
特殊附帯工事	10,660	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額（開設準備費加算、土地借料加算を除く。）の5%（千円未満切り捨て）	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	36	
定員21～30名	26	
定員31～40名	22	
定員41～70名	19	
定員71～100名	15	
定員101～130名	12	
定員131～160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	15,800	
土地借料加算（待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合（保育所部分に限る。））	30,900	
定期借地権設定のための一時金加算（待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合（保育所部分に限る。））	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額（千円未満切り捨て）	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,340	2,490
地域の余裕スペース活用促進加算（待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合（保育所部分に限る。））	標準	都市部
	10,040	11,040

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下四捨五入）

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事中工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。）

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-4 [保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]
[幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	93,400	102,700
定員21～30名	98,000	107,800
定員31～40名	113,900	125,400
定員41～70名	130,000	143,000
定員71～100名	168,700	185,800
定員101～130名	202,900	223,600
定員131～160名	234,800	258,500
定員161～190名	266,900	293,800
定員191～220名	296,700	326,300
定員221～250名	328,700	361,600
定員251名以上	365,300	401,700
特殊附帯工事	14,080	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	36	
定員21～30名	26	
定員31～40名	22	
定員41～70名	19	
定員71～100名	15	
定員101～130名	12	
定員131～160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	20,700	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	40,600	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,040	3,310
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	標準	都市部
	13,000	14,720

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し 幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2－4　〔保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額(5.5/10相当)〕
〔幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額(5.5/10相当)〕

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,417	1,561	1,869	2,059
定員21～30名	1,608	1,769	2,123	2,335
定員31～40名	2,143	2,358	2,831	3,114
定員41～70名	2,697	2,967	3,562	3,917
定員71～100名	3,804	4,187	5,022	5,525
定員101～130名	4,567	5,024	6,028	6,632
定員131～160名	5,710	6,280	7,537	8,290
定員161～190名	6,851	7,537	9,044	9,948
定員191～220名	7,993	8,793	10,552	11,607
定員221～250名	9,136	10,052	12,060	13,266
定員251名以上	10,277	11,306	13,567	14,924

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,524	2,777	3,333	3,665
定員21～30名	3,082	3,391	4,070	4,475
定員31～40名	3,735	4,110	4,931	5,426
定員41～70名	5,190	5,710	6,851	7,537
定員71～100名	7,786	8,564	10,277	11,305
定員101～130名	9,343	10,277	12,334	13,567
定員131～160名	11,682	12,847	15,418	16,959
定員161～190名	12,771	14,047	16,856	18,545
定員191～220名	14,899	16,390	19,667	21,634
定員221～250名	17,028	18,731	22,477	24,725
定員251名以上	19,156	21,073	25,288	27,816

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2ー5 [8の(2)②ウの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
[8の(2)①イ、②イの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	44,900
定員21～30名	47,100
定員31～40名	54,800
定員41～70名	62,600
定員71～100名	81,200
定員101～130名	97,900
定員131～160名	113,200
定員161～190名	128,700
定員191～220名	143,000
定員221～250名	158,300
定員251名以上	176,000

- ※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。
(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	59,200
定員21～30名	62,200
定員31～40名	72,600
定員41～70名	82,500
定員71～100名	107,200
定員101～130名	129,200
定員131～160名	149,500
定員161～190名	169,900
定員191～220名	188,700
定員221～250名	209,000
定員251名以上	232,300

- ※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。
(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－5 [8の(2)②ウの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
[8の(2)①イ、②イの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	900	1,189
定員21～30名	1,022	1,348
定員31～40名	1,364	1,801
定員41～70名	1,716	2,264
定員71～100名	2,420	3,197
定員101～130名	2,904	3,836
定員131～160名	3,632	4,795
定員161～190名	4,359	5,754
定員191～220名	5,087	6,716
定員221～250名	5,813	7,674
定員251名以上	6,541	8,631

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,607	2,122
定員21～30名	1,961	2,588
定員31～40名	2,378	3,137
定員41～70名	3,301	4,359
定員71～100名	4,956	6,541
定員101～130名	5,945	7,848
定員131～160名	7,432	9,811
定員161～190名	8,125	10,725
定員191～220名	9,481	12,514
定員221～250名	10,835	14,302
定員251名以上	12,190	16,090

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－6〔幼稚園型認定こども園の保育所部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額(3/4相当)〕
〔保育所型認定こども園の教育部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額(3/4相当)〕

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	67,500
定員21～30名	70,800
定員31～40名	82,200
定員41～70名	94,000
定員71～100名	121,800
定員101～130名	146,600
定員131～160名	170,000
定員161～190名	193,200
定員191～220名	214,600
定員221～250名	237,800
定員251名以上	264,000

- ※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。
(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■解体撤去工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,351
定員21～30名	1,534
定員31～40名	2,046
定員41～70名	2,575
定員71～100名	3,632
定員101～130名	4,359
定員131～160名	5,450
定員161～190名	6,541
定員191～220名	7,630
定員221～250名	8,721
定員251名以上	9,811

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。
(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※3 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(千円未満切捨て。)

■仮施設整備工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	2,409
定員21～30名	2,942
定員31～40名	3,566
定員41～70名	4,954
定員71～100名	7,433
定員101～130名	8,918
定員131～160名	11,148
定員161～190名	12,189
定員191～220名	14,222
定員221～250名	16,253
定員251名以上	18,285

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。
(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※3 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(千円未満切捨て。)

別表2－7〔幼稚園型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額(5.5/10相当)〕
〔保育所型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額(5.5/10相当)〕

交 付 基 準 額 表

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	49,500
定員21～30名	51,800
定員31～40名	60,300
定員41～70名	68,900
定員71～100名	89,400
定員101～130名	107,500
定員131～160名	124,600
定員161～190名	141,600
定員191～220名	157,300
定員221～250名	174,300
定員251名以上	193,700

- ※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。
(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	65,200
定員21～30名	68,500
定員31～40名	79,800
定員41～70名	90,800
定員71～100名	118,000
定員101～130名	142,000
定員131～160名	164,400
定員161～190名	186,800
定員191～220名	207,700
定員221～250名	230,000
定員251名以上	255,700

- ※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。
(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2ー7〔幼稚園型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)〕
 〔保育所型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)〕

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	990	1,309
定員21～30名	1,125	1,486
定員31～40名	1,500	1,980
定員41～70名	1,888	2,492
定員71～100名	2,662	3,516
定員101～130名	3,197	4,218
定員131～160名	3,994	5,275
定員161～190名	4,795	6,330
定員191～220名	5,595	7,386
定員221～250名	6,396	8,440
定員251名以上	7,193	9,496

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,767	2,333
定員21～30名	2,157	2,848
定員31～40名	2,614	3,450
定員41～70名	3,632	4,795
定員71～100名	5,450	7,193
定員101～130名	6,541	8,631
定員131～160名	8,175	10,790
定員161～190名	8,938	11,797
定員191～220名	10,429	13,767
定員221～250名	11,918	15,732
定員251名以上	13,409	17,699

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－8 「8の(4)①に基づく小規模保育事業所施設整備事業：定額(2/3相当)」

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	85,800	94,500
特殊附帯工事	13,010	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	44	
	19,000	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	49,500	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,750	3,040
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準	都市部
	15,880	17,640

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

交 付 基 準 額 表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

■本体工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	113,300	124,800
特殊附帯工事	17,060	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	44	
	25,200	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	49,500	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,600	4,010
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準	都市部
	15,880	17,640

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

別表2－8 [8の(4)①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,718	1,891	2,267	2,495

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	3,060	3,368	4,040	4,443

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－9 「8の(4)②に基づく小規模保育事業所施設整備事業：定額(1/2相当)」

交 付 基 準 額 表		
■本体工事費		単位：千円
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	64,300	70,800
特殊附帯工事	9,680	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	33	
土地借料加算	14,200	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	28,100	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,070	2,340
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)	標準	都市部
	9,130	10,040

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎩以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

交 付 基 準 額 表		
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))		
■本体工事費		単位：千円
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	85,000	93,600
特殊附帯工事	12,720	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	33	
土地借料加算	18,700	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	37,000	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,750	3,040
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)	標準	都市部
	12,180	13,000

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎩以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

別表2－9 「8の(4)②に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)」

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,288	1,417	1,700	1,871

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,295	2,525	3,028	3,333

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－10 〔小規模保育事業所に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額(3/4相当)〕

交 付 基 準 額 表

■ 本体工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	96,500	106,300
特殊附帯工事	14,490	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	49	
土地借料加算	21,500	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)	42,200	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,170	3,460
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)	標準	都市部
	13,700	15,060

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

※7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

別表2－10 [小規模保育事業所に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費		単位:千円
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,933	2,127

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮設施設整備工事費		単位:千円
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	3,444	3,789

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2－11 「小規模保育事業所に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額(5.5/10相当)」

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	70,800	77,800
特殊附帯工事	10,660	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	36	
土地借料加算	15,800	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	30,900	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,340	2,490
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準	都市部
	10,040	11,040

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	93,400	102,700
特殊附帯工事	14,080	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	36	
土地借料加算	20,700	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	40,600	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,040	3,310
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準	都市部
	13,000	14,720

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

別表2－11 〔小規模保育事業所に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額(5.5/10相当)〕

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,417	1,561	1,869	2,059

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費 単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,524	2,777	3,333	3,665

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－12 〔8の(5)こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所に係る施設整備事業:定額(1/2相当)〕

交 付 基 準 額 表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	10,266	11,292
特殊附帯工事	9,782	

単位:千円

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。。

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	13,551	14,906
特殊附帯工事	12,912	

単位:千円

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。。

別表2－12 「8の(5)こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所に係る施設整備事業:定額(1/2相当)」

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	584	643	771	848

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	1,036	1,140	1,368	1,505

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－13 〔8の(5)こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所に係る施設整備事業:定額(3/4相当)〕

交 付 基 準 額 表

こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
	15,399	16,939
特殊附帯工事	14,673	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。.

こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
	876	964

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
	1,555	1,710

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－14 〔8の(5)こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所に係る施設整備事業:定額(5.5/10相当)〕

交 付 基 準 額 表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	11,292	12,422
特殊附帯工事	10,760	

単位:千円

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。。

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	14,906	16,397
特殊附帯工事	14,203	

単位:千円

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。。

別表2－14 〔8の(5)こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所に係る施設整備事業:定額(5.5/10相当)〕

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	643	707	848	933

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	1,140	1,254	1,505	1,655

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。